

## 松阪市の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 167,285	千円 54,236,379	千円 603,476	千円 11,425,443	% 21.1	% 21.3

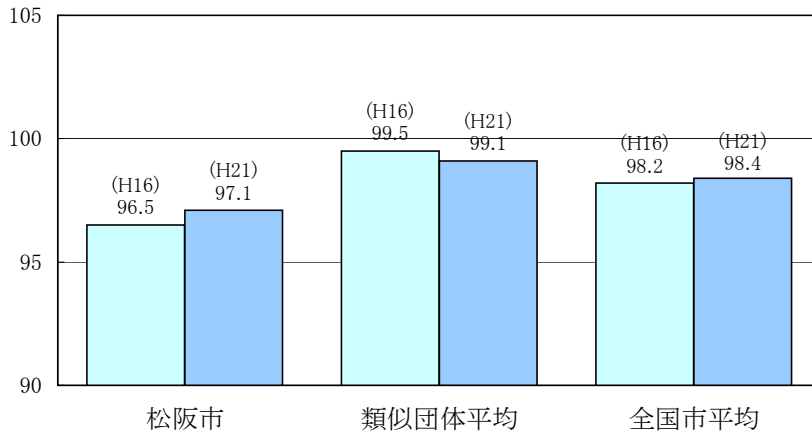
## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 1,336	千円 4,959,847	千円 822,795	千円 2,080,754	千円 7,863,396	千円 5,886	千円 6,555

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、20年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の平均である。  
3 松阪市の地域手当補正後のラスパイレス指数は、21年度100.0である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（21年4月1日現在）

## ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松阪市	42.7 歳	332,297 円	402,583 円	370,762 円
三重県	42.8 歳	353,145 円	456,376 円	— 円
国	41.5 歳	325,521 円	— 円	391,770 円
類似団体	43.3 歳	341,134 円	413,811 円	377,015 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース(試算値)
松阪市	44.8 歳	251 人	286,265 円	324,683 円	308,561 円	5,253,796 円
うち 清掃職員	40.6 歳	82 人	274,650 円	316,454 円	299,771 円	5,104,548 円
うち 給食調理員	51.3 歳	30 人	309,403 円	327,573 円	323,107 円	5,395,876 円
うち 用務員	45.5 歳	93 人	285,945 円	318,653 円	308,271 円	5,158,536 円
うち 自動車運転手	53.0 歳	10 人	335,900 円	411,160 円	371,500 円	6,641,820 円
三重県	46.6 歳	— 人	340,797 円	395,490 円	— 円	— 円
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	— 円	322,737 円	— 円
類似団体	46.1 歳	184 人	322,071 円	360,415 円	342,470 円	— 円

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

(参考:民間データ)

職種	平均年齢	平均給与月額	年収ベース(試算値)
医薬物処理業務従事員	44.2 歳	299,900 円	4,156,100 円
調理士	41.3 歳	260,500 円	3,472,600 円
用務員	54.5 歳	214,000 円	3,027,000 円
自動車運転手	56.2 歳	366,300 円	5,178,600 円

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18～20年の3年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。(賃金比較において、公務員は非常勤職員を除いており、民間はパート・アルバイト労働者を含んでいる。平均経験年数は公務員が25.5年、民間が8.3～13.7年となっている。)

3 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松阪市	39.1 歳	310,100 円	330,760 円
三重県	44.4 歳	396,128 円	447,629 円
類似団体	42.4 歳	337,271 円	364,258 円

(注)1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(21年4月1日現在)

区 分	松 阪 市	三 重 県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	144,500 円	— 円
	中学卒	176,812 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大学卒	178,800 円	— 円	— 円
	短大卒	158,700 円	— 円	— 円

(注) 松阪市の技能労務職は、採用年齢により初任給に幅を設けておりその平均である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(21年4月1日現在)

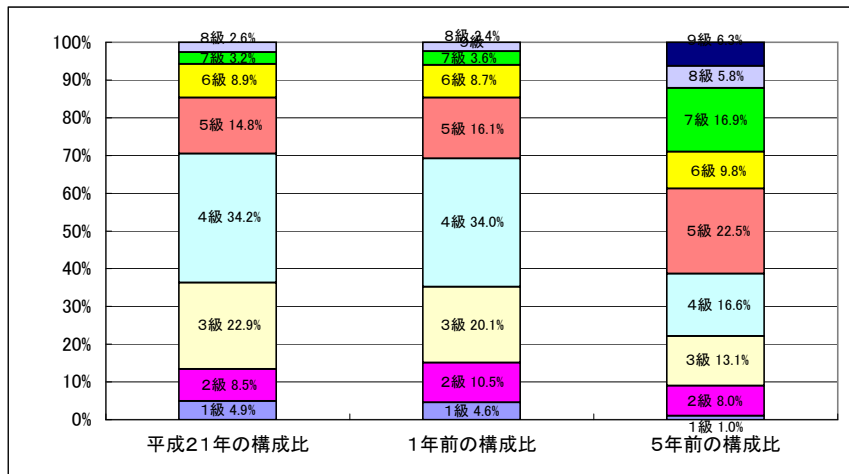
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	259,643 円	311,217 円	361,869 円
	高校卒	212,700 円	261,188 円	322,671 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	335,000 円
	中学卒	258,433 円	296,150 円	326,017 円
幼稚園教諭職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	253,550 円	285,125 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	37人	4.9%
2 級	職員	64人	8.5%
3 級	職員	172人	22.9%
4 級	主任、主査、係長	257人	34.2%
5 級	課長補佐、主幹	111人	14.8%
6 級	課長、副参事	67人	8.9%
7 級	次長、参事	24人	3.2%
8 級	部長、理事、局長	19人	2.6%

- (注) 1 松阪市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年4月に9級制から8級制に変更。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）  
 5年前の構成比は旧松阪市の構成比である。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在人材育成基本方針を策定中であり、能力・業績に基づく人事評価制度は今後検討を行っていくが、現状としては未実施であるため、現在、昇給に差を設けていない。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,882 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

公営企業等(水道、市民病院等)を含む。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在人材育成基本方針を策定中であり、能力・業績に基づく人事評価制度は今後検討を行っていくが、現状としては未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(管理職員95/100×2回、一般職員75/100×2回)を行った。

##### (2) 退職手当(21年4月1日現在)

松 阪 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 同 右	その他の加算措置
(退職時特別昇給 無し)	定年前早期退職特例措置
1人当たり平均支給額 3,329 千円 23,940 千円	(2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算-地域手当)		166,294 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		92 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
松阪市(医師)	14 %	39 人	14 %
松阪市(医師以外)	3 %	1,685 人	0 %

(注) 公営企業等(水道、市民病院等)を含む。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
松阪市(医師以外の職員)	4 %	0 %
松阪市(医師)	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

松阪市(医師以外の職員)については、平成22年度から支給率を4%としていたが、当分の間、3%に

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(うち医師を除く支給実績)(20年度決算)		132,294千円 (29,263 千円)		
支給職員1人当たり平均支給年額(うち医師を除く平均支給年額)(20年度決算)		247,278円 (58,879 円)		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		27.4 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
行旅死亡者等処理業務従事手当	行旅死亡者、死亡時に行旅死亡者として処理された死亡者の処理に従事した職員	行旅死亡者などの処理に従事したとき	1件5,000円	
保育業務従事手当	保育士、障がい児保育担当保育士	保育園等に勤務	保育士月額3,000円、障がい児保育担当保育士月額5,000円	
清掃事業課、資源循環推進課業務手当	収集・焼却業務に従事する労務職員、主任職の労務職員、係長職の労務職員	清掃事業課、資源循環推進課業務に従事したとき	収集・焼却業務に従事する労務職員月額600円、主任職の労務職員月額700円、係長職の労務職員月額900円	
環境課業務手当	葬儀業務等に従事する労務職員、野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員、防疫のため器具を用いて消毒をした職員	畜場業務、野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理、貿易のために器具を用いて消毒業務に従事したとき	葬儀業務等に従事する労務職員月額200円、野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員月額600円、防疫のため器具を用いて消毒をした職員月額1,000円	
変則勤務手当	週休日に勤務する職員、延寿院で週休日に勤務する職員	週休日に業務のある職場で、1ヶ月に4日以上週休日に勤務したとき	週休日に勤務する職員月額2,000円	
年末年始精勤手当	清掃事業課、資源循環推進課に勤務する職員	12/29日から1/10までの間のごみ収集、処理業務に従事したとき	皆勤者23,000円、1日欠勤・早退・遅刻11,500円	
市民病院業務手当	看護師、技師	検査室、手術室、透析室に勤務したとき	月額5,000円	
	看護師、技師	放射線室に勤務したとき	月額6,500円	
	医師、技師	解剖に従事したとき	1回3,500円	
	看護師	死後の処置及び遺体の院外搬送に従事したとき	1回700円	
	医師、看護師、技師	緊急出動したとき	1回1,700円	
	看護師、技師	変則勤務をしたとき	1回800円	
	看護師	破砕室に勤務したとき	1回200円	
	技師(治療士)	針治療に従事したとき	月額5,000円	
	医師及び歯科医師	院長		月額350,000円
		副院長		月額120,000円
診療業務			給料月額100分の23~33に115,000~125,000円を加えた額(月額)	

(注) 公営企業等(水道、市民病院等)を含む。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	433,023 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	238 千円
支給実績 (19年度決算)	502,539 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	270 千円

(注) 公営企業等 (水道、市民病院等) を含む。

(6) その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	・配偶者・・・13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 ・上記以外の扶養親族・・・6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算	同		186,596 千円	239,226 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円 ・持家・・・2,500円 (新築又は購入から5年間)	同		61,399 千円	191,871 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額 (定期券等) 支給限度額・・・55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～24,500円	同		95,267 千円	63,895 円
管理職手当	・役職に応じた額を支給 ・病院院長・・・89,000円 ・病院副院長等・・・85,000円 ・部長級・・・70,000円 ・次長級・・・62,000円 ・課長級・・・54,000円 ・課長補佐級・・・39,000円	異	医療職 (一) 82,600～146,400円 行政職 (一) 49,600～	184,185 千円	582,864 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 5,000円～8,000円	異	6,000円～12,000円	3,059 千円	10,511 円
宿日直手当	一般 (通常) 4,200円 (年末年始) 10,700円 市民病院 (通常) 医師 20,000～50,000円 技師 5,400～21,000円 看護師 6,600～26,500円 栄養士 6,600円 事務 6,600～9,500円 (年末年始) 医師 32,500～55,000円 技師 14,360～37,520円 看護師 14,360～37,520円 栄養士 14,360～17,200円 労務 14,360円 (待機) 医師・技師・看護師 1,300円 (年末年始) 3,690～16,250円	異	業務内容に応じ 4,200円～20,000円	55,841 千円	84,352 円
夜間勤務手当	市民病院 (勤務1時間当たりの給与額の100分の25) × (午後10時から翌朝午前5時までの間に勤務した時間数)	同		52,556 千円	401,191 円

(注) 公営企業等 (水道、市民病院等) を含む。

## 5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	810,400 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円/ 940,000 円	
	副 市 長	( 1,013,000 円 ) 628,800 円	892,400 円/ 734,000 円	
報 酬	議 長	570,000 円	703,000 円/ 500,000 円	
	副 議 長	( 509,000 円 )	655,000 円/ 420,000 円	
	議 員	( 450,000 円 )	617,500 円/ 400,000 円	
期 末 手 当	市 長	(21年度支給割合)		
	副 市 長	4.45	月分	
	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.10	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	退職時給料月額×在職月数×100分の37.5	18,234,000 円	任期毎
	副 市 長	退職時給料月額×在職月数×100分の23.5	8,866,080 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

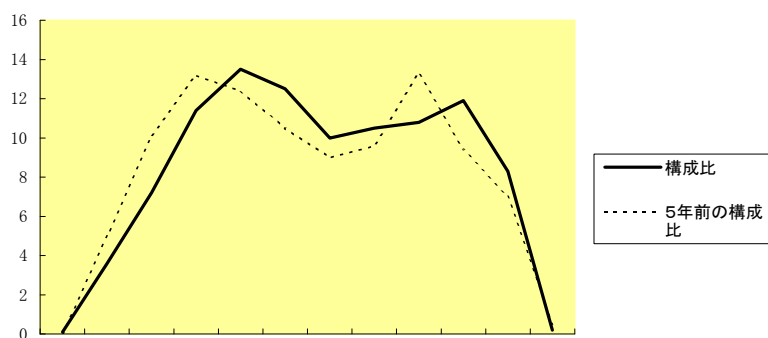
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	議 会	8	7	△1	業務見直しによる減
	総 務	265	270	5	主に定額給付金業務増による増
	税 務	75	78	3	業務強化による増
	一 般 行 政 部 門	6	6	0	
	農 林 水 産	51	49	△2	業務見直しによる減
	商 工	20	19	△1	業務見直しによる減
	土 木	130	128	△2	主に業務見直しによる減
	民 生	344	334	△10	主に業務委託および業務見直しによる減
	衛 生	164	161	△3	主に業務見直しによる減
	計	1,063	1,052	△11	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
	教育部門	272	250	△22	図書館の指定管理および業務見直しによる減
	消防部門	2	2	0	
	小 計	274	252	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 15.1 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	304	318	14	主に業務見直しによる増
	水 道	58	49	△9	業務の一部民間委託による減
	下 水 道	49	46	△3	"
	そ の 他	69	71	2	特定健診業務の増による増
	小 計	480	484	4	
松阪地区広域衛生組合		12	10	△2	主に退職者不補充による減
合 計		1,829	1,798	△31	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.5 人
		[ 2,156 ]	[ 2,156 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、県人事交流による県職員及び再任用短時間職員は除く。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	65人	129人	204人	242人	223人	178人	187人	193人	213人	148人	4人	1,787人



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,945	人 1,848	人 97	% 5

※企業会計との整合

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	128人の削減

(注) 松阪市行財政集中改革プランで掲げている数値で、これには公営企業(水道事業)を含み市民病院を除く数値である。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	職員数	1,114	1,126	1,103	1,063	1,050	—	
	増減		12	△23	△40	△13	△64 ( %)	—
教 育	職員数	337	283	273	272	250	—	
	増減		△54	△10	△1	△22	△87 ( %)	—
消 防	職員数	1	2	2	2	2	—	
	増減		1	0	0	0	1 ( %)	—
公 営 企 業 等 会 計	職員数	493	490	484	480	486	—	
	増減		△3	△6	△4	6	△7 ( %)	—
計	職員数	1,945	1,901	1,862	1,817	1,788	—	
	増減		△44	△39	△45	△29	△157 (162%)	97人の削減

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 4,363,655	千円 189,865	千円 320,189	% 7.3	% 8.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 48	千円 198,753	千円 36,245	千円 85,191	千円 320,189	千円 6,671	千円 6,781

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。  
3 職員数は、民間委託により、20年9月1日に1名、同年10月1日に4名減員している。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	44.5 歳	352,734 円	533,480 円
団 体 平 均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(20年度) 1,675 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,769 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 - 月分 ( - )月分
勤勉手当 1.5 月分 ( 0.75 )月分	勤勉手当 - 月分 ( - )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

松 阪 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置		
（退職時特別昇給	2%～20%加算		（退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	0 千円	4,692 千円	1人当たり平均支給額	15,530 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（21年4月1日現在）

支給実績(20年度決算)		4,533 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		83,827 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
松阪市	3 %	48 人	3 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
松阪市	4 %	4 %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

松阪市（医師以外の職員）については、平成22年度から支給率を4%としていたが、当分の間、3%に

エ 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績(20年度決算)		754 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		22,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		64.7 %	
手当の種類(手当数)		3 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の時間外呼出	日額2,000円
年末年始呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の年末年始呼出	1件当たり8,200円
年末年始待機料	企業会計の正職員	年末年始の緊急待機	24時間10,700円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (20年度決算)	11,881 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	291 千円
支給実績 (19年度決算)	13,538 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	301 千円

カ その他の手当 (21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者・・・13,000円</li> <li>・配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円</li> <li>・上記以外の扶養親族・・・6,500円</li> <li>・16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算</li> </ul>	同	—	9,516 千円	251,108 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家・借間居住者家賃が12,000円を超えるものにつき支給最高額・・・27,000円</li> <li>・持家・・・2,500円(新築又は購入から5年間)</li> </ul>	同	—	2,857 千円	178,667 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関利用者運賃等相当額(定期券等)支給限度額・・・55,000円</li> <li>・交通用具使用者片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて</li> </ul>	同	—	2,452 千円	50,717 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職に応じた額を支給</li> <li>・部長級・・・70,000円</li> <li>・次長級・・・62,000円</li> <li>・課長級・・・54,000円</li> <li>・課長補佐級・・・39,000円</li> </ul>	同	—	5,765 千円	576,544 円

#### ④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
56人	51人	5人	8.9%

(注) 簡易水道除く。

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	128人の削減

(注) 松阪市行財政集中改革プランで掲げている数値で、公営企業(水道事業)を含み市民病院を除く。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照

## 8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

技能労務職員等の給与等の見直しについて、その業務の内容や性格などを踏まえつつ次のような取り組みを行ってまいります。

- (1) 行政が本来担うべきことは何かということを十分に踏まえ、民間に任せの方が効率的、効果的に業務を行えるものについては民間に任せていくことを基本姿勢として民間委託の検討を行っていく。
- (2) 公務としての各業務の必要性の見直しと集中改革プランに基づく人員削減を推し進めており、技能労務職員の退職において原則その補充は行わない。
- (3) 特殊勤務手当等の手当の支給について、業務内容の検討を行い制度の趣旨に合致しないものについては廃止も含め見直しを行っていく。

## 9 互助会への補助及び委託の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他構成に関する事項)を効率的、効果的に実施するため各共済組合が行う下記事業に対し補助し、また、当該厚生事業の委託を行っています。

松阪市職員共済組合 会員数 1,762人

委託事業	事業内容
厚生事業	職員に対して行う各種厚生事業(勤労者サービスセンターへの加入)
20年度委託料の決算額	8,000千円

松阪市民病院共済組合 会員数 319人

補助対象事業	事業内容
福利厚生事業	職員の元気回復慰安事業等福利厚生事業全般の事業に対する助成
20年度補助金の決算額	700千円